

区における総合行政の推進に向けて

参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成

区における総合行政の推進とは
自治基本条例に定める区及び区役所の設置目的を果たすため、市政運営の枠組みの下で、参加と協働によって暮らしやすい地域社会をつくり上げるために、区長が、自治基本条例第20条第2項の役割を果たすとともに、局長等が区長と連携しながら、地域の実情を考慮した事務事業を実施し、区域内において地域の個性を尊重した市民本位の自治を実践していくことをいう

区及び区役所の設置】自治基本条例第19条
身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、区役所を置く。

区における総合行政を推進するための庁内体制

区総合行政推進の全庁体制

(全体の調整)
区総合行政推進会議
【目的】
組織、機能及び制度等の整備に関する基本的な方針及び方策の策定
【構成】
副市長、区長、4局長、関係局長等

(個別分野の調整)
区民サービス部長会議
区役所業務所管本庁部局連絡調整会議 ほか

4局 総務局、総合企画局、財政局、市民局

区の総合化の体制

(区役所内部の総合化)
区企画調整会議
【目的】
企画及び区役所内部組織間の調整
【構成】
区長、副区長、部長級等

(区域内の総合化)
区行政連絡調整会議
【目的】
区の区域内における市の事務事業に関する連絡調整等
【構成】
区長、局の事業所の長等

局区間の調整の体制

(局区間の事業調整)
区課題調整会議
【目的】
個別の事業、課題等に関する局区間の調整
【構成】
課題に関係する区長及び局長等及び4局長

局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱

(局区間の連絡調整)
副区長会議

参加と協働による取組

区民会議
【目的】
参加及び協働による区における地域社会の解決を図るための調査審議
【構成】
区民(団体推薦、公募等)

審議結果

区行政改革に関する政策

【区長の役割】自治基本条例第20条第2項
(1)区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努める。
(2)区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努める。
(3)区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努める。

【必要な組織の整備等】自治基本条例第21条
市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

【区行政改革の総合的推進】第2次行革プラン
(1)区における地域課題への的確な対応
(2)区における市民活動支援施策の推進
(3)便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的 総合的な提供
(4)市民参加による区行政の推進

【区行政改革の取組】
(1)区民会議の設置
(2)区役所機能の強化
区長による施策、計画及び事業等の調整機能の強化
区予算の充実

自治基本条例

第2次行財政改革プラン

新総合計画